

福山市民病院医薬品価格適正化支援業務仕様書

この仕様書は、福山市民病院（以下「当院」という。）において経営改善を図るため、当院で取扱う医薬品の購入価格適正化を目的とする業務の概要を示すものである。

受注者は、福山市（以下「発注者」という。）が提示する仕様に準じて細心の注意を払って迅速・確実にその業務を実施しなければならない。また、この仕様書に定めのないものであっても発注者と受注者の協議により、契約金額の範囲内で適正に業務を実施しなければならない。なお、この仕様書に定めた業務等に変更の必要が生じたときは、発注者と受注者で協議し業務実施にあたるものとする。

1. 業務委託概要

- (1) 事業名 福山市民病院医薬品価格適正化支援業務
- (2) 期間 2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで
- (3) 対象業務
 - ア 医薬品の契約単価適正化支援
 - イ 医薬品の費用削減に向けた各種提案
- (4) 業務履行場所 当院が指定する場所
- (5) 協議回数 原則、1か月に1回とする。
ただし、当院担当職員と協議のうえ変更できるものとする。

2. 業務基本要件

- (1) 業務実施体制
 - ア 本業務の実施状況の定期的、効果的な報告体制を構築すること。
 - イ 本業務を円滑、安定的、継続的に遂行できる能力を有していること。
- (2) 本業務の従事者の管理・教育等
 - ア 本業務の従事者は、その責任の度合い及び業務内容に応じて必要となる経験等を有する者を配置すること。
 - イ 本業務の従事者は、業務従事中、業務に適した服装をし、常にネームプレートを着用すること。言語行動には十分留意し、患者及び職員に不快感を与えないように注意すること。
 - ウ 本業務の従事者の健康管理、労務災害及び労務管理に関することは、すべて受注者の責任とすること。
 - エ 受注者は、業務従事者用マニュアルを作成し、本業務の従事者に徹底すること。
- (3) 契約単価適正化支援業務
 - ア 医薬品の契約単価適正化を目的とした協議は、発注者が実施する際に受注者は原則同席すること。また、契約単価適正化を目的とした協議の目標及び方法等については発注者と受注者で協議のうえ決定し、変更がある場合についてもその都度協議し、決定すること。

- イ 医薬品の契約単価適正化を目的とした交渉支援を行う際は、まず、当院へ納入実績のあるディーラーと契約単価適正化を目的とした交渉支援を行うものとし、不調となった場合に他のディーラーやメーカーとの契約単価適正化を目的とした交渉支援を行うこと。また、契約単価適正化を目的とした交渉支援は定期的に継続して行うこと。
- ウ 当院の薬品費を最大限に削減するために本業務を遂行すること。
- エ 当院の2025年度（令和7年度）の医薬品購入実績も分析すること。
また2026年度内も月次で医薬品購入実績を検証すること。
- オ 交渉の方法論の策定・方針決定等、医薬品の見積手続き及び契約単価適正化を目的とした交渉支援等の考え方について明らかにすること。
- カ 当院の各種会議等において、本業務の進捗状況及び結果等について定期的に報告すること。
- キ 医薬品制度や関連する業界についての勉強会の実施をすること。
- ク 医薬品の市場価格、薬価及び同種同効品の情報提供や資料の提供をすること。
- ケ 当院が新規医薬品（先発品・後発品含む）を採用する際など随時、同種同効品及び市場価格やメーカーシェア率等の比較データを提供すること。
- コ 費用削減の視点から、医薬品の購入、在庫、出庫の情報から在庫管理や医事請求の状況が分かる資料を定期的に提供すること。
- サ 市場価格等のデータについては、事前に中四国地域を含む全国の急性期病院を有する複数の医療機関（現在も継続して受託中である病院）の市場価格比較を実施及び単価情報を保有し、当院が希望する他の医療機関との価格比較（全国、中国地域、当院で納入する同一業者）が把握できる資料を提供の上、目標値や希望価格の設定を支援すること。

（4）再委託の制限

提案者は、受託業務の全部を再委託できない。

（5）その他

- ア 受注者は、本業務を実施するうえで知り得た秘密を漏らしてはならず、個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日厚生労働省）及び関係法令に従い厳密な管理を行うこと。この契約終了後においても同様とする。
- イ 受注者は、その責に帰すべき事由によって委託人又は第三者に損害を与えた場合は、これを賠償すること。
- ウ 発注者及び受注者は、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年4月17日労働省告示第37号）ほか労働関係法令を遵守し、受注者は、従業員の労働力を自ら直接利用し、本業務を受注者の業務として発注者から独立して処理するものとする。
- エ 受注者は、安全管理と事故防止並びに衛生管理と感染防止に努めること。

オ 受注者は、業務責任者報告書、業務実施計画書及び業務実施報告書（様式任意）を発注者が指定する期日までに提出すること。また、変更があった場合には、直ちに変更後の書類を提出し、必要に応じて発注者と協議すること。